
第 30 回

社会福祉士国家試験

講評

第30回社会福祉士国家試験（平成30年2月4日実施） 講 評

1 全体について

全体としては、基礎的事項を問う問題を中心として出題されており、近年の傾向に沿った試験であったと思います。各科目別では、頻出問題からの出題が多く、過去に出題された問題を中心に周辺の知識を学習されてきた方は冷静に試験に臨めたのではないのでしょうか。

29回の試験同様、歴史や沿革を問われる問題が出題されており、過去からの変遷を押さえておくことが求められていると思われます。また、白書などからの出題も例年同様複数あるため、統計資料に目を通しておくことが加点に繋がると考えられます。

今回の試験でも、幾つかの項目について複数の科目から問題が出題されていました。科目にとらわれず、幅広い視野で学習していくことが、どの科目から出題があっても落ち着いて問題に対応できることに繋がると考えられます。

25回の試験から「正しいものを2つ選ぶ」問題が出題され、今回の試験でも、29回同様全部で12問の出題でした。ただ、「正しいものを2つ選ぶ」問題が出題されている科目は、「社会理論と社会システム」「権利擁護と成年後見制度」「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「福祉サービスの組織と経営」「高齢者に対する支援と介護保険制度」「更生保護制度」の7科目であり、午前の試験科目で2問、午後の試験科目で10問と偏りがみられ、問題を解く前に落ち着いて問題文を読むことが重要です。

科目ごとの難易度については、「現代社会と福祉」「福祉行財政と福祉計画」「保健医療サービス」「福祉サービスの組織と経営」で、見慣れない用語や難しい問題が見受けられましたが、ほとんどの科目で基礎的な事項を問う問題が多数を占めていました。

合格基準については、難易度は例年と同じ程度と思われるので、28回（88点）、29回（86点）並みになるのではないかと考えられます。

2 科目別講評

【共通科目】

① 「人体の構造と機能及び疾病」

出題された項目は、「標準的な身体の成長と発達」「人体の各器官」「世界保健機関（WHO）の活動」「高齢者に多くみられる病態」「肢体不自由となる疾患」「精神疾患の診断・統計マニュアル（DSM-5）において「統合失調症」と診断するための5つの症状」「廃用症候群」。

例年と同じような構成で、出題基準の各項目から満遍なく出題されていました。DSMの出題も続いています。基礎的な学習を押さえていれば解答しやすかったものと思われます。

② 「心理学理論と心理的支援」

出題された項目は、「原因帰属」「オペレント条件づけ」「思考や知能」「集団」「ピアジュの認知発達理論」「バーンアウト（燃え尽き症候群）」「カウンセリングや心理療法」。

問題10の思考や知能に関する出題は、これまでほとんど出題されていませんでした。他の問題は、比較的よく出ている項目からの出題でした。

全体的に、基礎的事項を扱った問題となっており、高得点が狙えた科目だったのではないのでしょうか。

③ 「社会理論と社会システム」

出題された項目は、「日本の裁判員制度」「日本の労働市場」「ウェルマンのコミュニティ解放論」「国民生活基礎調査」「社会的役割」「共有地の悲劇」「児童虐待の検挙状況」。

問題16、問題18、問題21において、統計を基にした問題が出題されました。その他の問題は、基礎的な内容を問うものでした。統計資料に目を通し理解していたかが、高得点へのキーになったと思われます。

④ 「現代社会と福祉」

出題された項目は、「正義論」「障害者差別解消法」「日本の社会福祉制度」「社会的企業」「健康の社会的決定要因」「各国の福祉改革」「貧困」「福祉サービスのプログラム評価」「住宅セーフティネット法」「方面委員制度」。

28回に続き、ロールズの正義論から出題がありました。問題26の健康の社会的決定要因や問題29の福祉サービスのプログラム評価の方法は難しい問題でしたが、知識からだけでなく、選択肢を文章として良く読み込むことで、正解に近づくこともできるかと思われます。

それ以外の問題は、基礎的事項を押さえれば、解きやすい問題が多く、29回に比べると、得点しやすかったのではなかったでしょうか。

⑤ 「地域福祉の理論と方法」

出題された項目は、「社会福祉協議会の歴史」「地域福祉への参加」「民生委員・児童委員」「社会福祉法」「認知症の人や家族の支援に関わる専門職とボランティア」「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の対応（事例）」「地域福祉に係る組織・団体」「地域における福祉ニーズの把握方法」「住民による支え合いの地域づくり（事例）」「福祉サービス第三者評価事業」。

今回の試験でも、社会福祉協議会や地域福祉に係る専門職や組織についてなど、例年よく出ている項目からの出題が複数ありました。

一方、27回から出題のなかった地域における福祉ニーズや第三者評価事業についての出題がありました。

民生委員・児童委員に関しては、「相談援助の基盤と専門職」、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」でも出題されていました。

細かい知識を問う問題もありましたが、ほとんどの問題が基礎的事項を押さえれば、解答できる問題だったと思われます。

⑥ 「福祉行財政と福祉計画」

出題された項目は、「地方公共団体の事務」「地方財政」「国の費用負担」「社会福祉等に係る法廷の機関」「厚生労働大臣の役割」「福祉計画の計画期間」「近年の福祉計画」。

29回に続き、行財政から5問、福祉計画から2問という構成でした。

問題43では、地方財政における歳出金額が最も多いものを選ぶという問題が出題されました。問題46では、珍しく厚生労働大臣の役割が問われ、問題48では福祉計画の細かい内容が問われていました。

難易度としては、頭を悩ます問題もありましたが、ほとんどの問題は、基礎的な学習を行うことで、解答できたと思われます。

⑦ 「社会保障」

出題された項目は、「厚生労働白書」「日本の社会保障の費用」「社会保険の保険者」「公的年金制度の沿革」「労働者災害補償保険」「出産・育児支援（事例）」「児童手当、児童扶養手当」。

例年よく出題されている項目からの問題がほとんどでしたが、社会的課題となっている子どもに関する問題が2問ありました。

難易度は、例年並みだったのではないかと思います。

⑧ 「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」

出題された項目は、「障害者スポーツ」「障害者福祉制度の発展過程」「障害者総合支援法に位置づけられている施設」「就労継続支援A型のサービスの利用」「相談支援事業所の相談支援専門員の対応（事例）」「サービス管理責任者の対応（事例）」「知的障害者更正相談所の業務」。

問題56の障害者スポーツに関する問題は、目新しい出題でした。2020年の東京パラリンピック開催が影響しているものと思われます。24回以降、出題のなかった知的障害者福祉法からの問題もありました。そのほかの問題は、この科目の中心である障害者総合支援法関連の問題でした。

難易度としては、事例を含め、短文の素直な選択肢が多く、解答しやすい問題が多かったと思われます。

⑨ 「低所得者に対する支援と生活保護制度」

出題された項目は、「生活困窮者自立支援法」「生活保護の被保護者調査」「現行の生活保護法」「福祉事務所を設置していない町村の役割・機能」「生活保護制度における多職種連携（事例）」「生活保護の自立支援プログラム」「公営住宅の居住に関する市の総合相談窓口の対応（事例）」。

29回でも出題された自立支援については、2問出題されていました。問題69では、公営住宅制度に関する知識が必要でした。全体としては、例年と同じように、生活保護制度に関しての問題がほとんどを占めており、生活保護制度の基本が身につけていれば、高得点を取れたのではないのでしょうか。

⑩ 「保健医療サービス」

出題された項目は、「日本の医療費」「診療報酬」「医療施設」「医療提供体制」「医療法」「医師法に規定された医師の業務」「緩和ケア病棟における緩和ケアチームの各専門職の視点と役割（事例）」。

毎年よく出題されている国民医療費、医療施設関連、保健医療サービスにおける専門職関連の問題は、29回に続く出題でした。また在宅療養支援病院も引き続き出題されています。問題71、問題74は細かい知識を必要とするものでした。基本的な内容を問う問題に関しては確実に正答することが、得点のポイントになったと思われます。

⑪ 「権利擁護と成年後見制度」

出題された項目は、「日本国憲法における国民の義務」「行政事件訴訟法上の取消訴訟」「任意後見契約」「親族関係における民法上の扶養（事例）」「成年後見制度の最近の動向」「成年後見人が単独でできる行為」「福祉課職員の対応（事例）」。

29回同様、憲法、民法、行政法などからバランスよく出題されました。25回以降出題のなかった扶養に関する問題が出題されました。幅広い知識が必要とされますが、基本的事項や過去問からの学習で、解答できる問題は確実に取っておくべき問題群だったと思われます。

【専門科目】**⑫ 「社会調査の基礎」**

出題された項目は、「現行の統計法」「社会調査における個人情報保護」「全数調査と標本調査」「横断調査と縦断調査」「質問紙調査の方法」「質問紙の作成」「質的調査」。

問題84は、26回以降出題のなかった統計法の問題でした。

問題85から問題89は、基本的な内容を問う問題であったので、基礎的事項を押さえていた方は容易に解くことができたものと思われる。

問題90の質的調査に関する問題は、目新しい用語はあったものの、過去に出題された内容がほとんどで、過去問対策を行っていれば解答できたのではないのでしょうか。

難易度としては、全体的に解きやすかったと思われます。

⑬ 「相談援助の基盤と専門職」

出題された項目は、「社会福祉士の業務と義務」「ソーシャルワークのグローバル定義」「日本の社会福祉の発展に寄与した人物」「ストレングス視点（事例）」「ノーマライゼーション」「民生委員」「母子生活支援施設の母子相談員の対応（事例）」。

29回で出題されたソーシャルワークのグローバル定義についての問題が、今回も問題92で問われていました。ストレングス視点に関しては、「相談援助の理論と方法」、母子相談支援事業に関しては、「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」でも出題されました。人物に関する出題が2問（日本、海外）、事例問題は2問でした。

難易度は、全体として基本的な事項を問う問題が多く、高得点が狙えた科目だったと思われます。

⑭ 「相談援助の理論と方法」

出題された項目は、「ソーシャルワーク実践における人と環境の関わり」「相談員の今後の対応（事例）」「ソーシャルワーク実践理論」「解

決志向アプローチ（事例）」「課題中心アプローチ」「エンパワメントアプローチ」「インテーク」「社会福祉士の対応（事例）」「ソーシャルワークの記録」「個別支援を地域支援に展開していくための対応（事例）」「面接技法（事例）」「ケアマネジメント」「ストレングス視点に基づいた対応（事例）」「インフォーマルな社会資源の特徴」「社会資源のアセスメント（事例）」「グループワークにおける援助技術」「グループワークでの社会福祉士の対応（事例）」「スーパービジョン」「プランニング」「個人情報保護に関する法律」「社会福祉領域における情報通信技術の活用」。

今回の試験では、「正しいものを2つ選ぶ」問題が、全科目で12問出題されましたが、そのうちの4問がこの科目からの出題でした。

全体として、例年出題されている項目から問題が取り上げられていました。問題101の解決志向アプローチ、問題102の課題中心アプローチ、問題103のエンパワメントアプローチはよく出題される援助技法です。相談援助過程についても問題104、問題116で出題されています。また、このところ毎年出題されている記録、ケアマネジメント、グループワーク、スーパービジョンについての問題も出題されていました。ソーシャルワーク実践理論に関する出題が2問あり、27回以降、システム理論からの出題が続いています。

また、26、27回以降出題のなかった個人情報保護や情報通信技術に関する問題も出題されていました。

全体を通して基本事項を問うものが多く、容易に解くことができたと思われまます。「相談援助の基盤と専門職」同様、高得点を取りやすい出題となっていました。

⑮ 「福祉サービスの組織と経営」

出題された項目は、「社会福祉法人」「組織構造の特徴（事例）」「組織と外部環境」「社会福祉法人の財務」「サービスマネジメント論に基づく福祉サービスの運営管理の在り方」「福祉・介護サービス提供体制の確保」「人材育成や研修」。

26回以降出題のなかった組織に関する問題が2問出題されました。

問題120の組織構造の特徴は、聞き慣れない用語が出ており、難しかったと思われます。

ほぼ毎年出題されている社会福祉法人関連の問題は、今年も問題119、問題122で出題されました。近年の法改正は、学習しておくべきであると思います。

問題123は、27回以降出題のなかった運営管理に関する問題でした。問題123、問題125は、見慣れない内容を含んでいましたが、知識からだけでなく、選択肢を文章として良く読み込めば、正解にたどり着くこともできるかと思われます。

難易度という点では、例年に比べ、難しい問題が多かったと思われます。

⑩ 「高齢者に対する支援と介護保険制度」

出題された項目は、「高齢社会白書における国際比較調査」「介護保険制度における市町村の役割」「対麻痺」「右片麻痺で嚥下機能が低下した状態にある人に対する食事介護」「緩和ケアチームにおけるソーシャルワーカーの役割（事例）」「高齢者に関わる保健医療福祉施策」「介護保険法における指定居宅サービス業者の指定」「介護保険法における国民健康保険団体連合会の役割」「指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の役割」「社会福祉士の対応（事例）」。

介護保険法関連の問題は、29回同様10問中4問でした。問題128、問題129の2問では、介護に関する出題がありました。問題126の高齢社会白書に関しては3年連続の出題、問題133の国民健康保険団体連合会に関しては2年連続の出題となりました。

29回では、「正しいもの」、「適切なもの」ではなく、「対象となり得るもの」を選ぶという問題が出題されましたが、今回の試験では、問題131で、「施策の開始時期が最も早いもの」を選ぶという問題が出題され、細かい知識が要求されています。

緩和ケアチームに関する事例問題は、「保健医療サービス」でも出題されていました。

幅広い項目から出題される本科目ですが、難易度は例年並みだった

かと思われます。

⑰ 「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」

出題された項目は、「幼保連携型認定こども園」「障害児福祉の発展に貢献した人物」「児童の権利に関する条約」「母子生活支援施設」「子ども家庭課の対応（事例）」「児童委員」「里親支援専門相談員」。

問題136、問題139、問題141、問題142は、組織や専門職について基本事項を問うものでした。問題137の障害児福祉の人物についての出題も基本的な内容で、容易に解くことができたと思われます。問題138では、29回に引き続き、児童の権利に関する条約に関する出題がありました。

難易度は、基本を押さえておけば分かるものが多く、解きやすかったと思われます。

⑱ 「就労支援サービス」

出題された項目は、「障害者雇用率制度」「生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業を行う責務を有する組織・機関」「職場適応援助者（ジョブコーチ）の役割」「障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者の対応方法」。

生活困窮者関連の問題が1題、障害者関連の問題が3問出題されました。事例問題では、連絡先として5つの組織が挙げられましたが、各組織の基本的役割を押さえていれば、解きやすかったと思われます。

全体的に基礎的な学習を行ってれば、解答できた問題だったと思われます。

⑲ 「更生保護制度」

出題された項目は、「更生保護制度」「更生保護の担い手や施設」「触法少年に対する関係機関の対応」「社会復帰調整官の業務（事例）」。

24回以降出題のなかった、更生保護制度に関する問題が出題されました。一方、28回まで連続して出題されていた保護観察に関する問題は、今回もありませんでした。

難易度としては、問題147、問題148は基本事項を問うもので、問題149、問題150も、それぞれ過去に類似の問題が出題されていましたので、過去問をしっかりと学習していれば、正答に近づけたのではないでしょう。

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2018 TOKYO LEGAL MIND K. K. Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。